

今日は憲法記念日です。

司法の独立

「**司法部門の役割は非常に明確です。私どもは、合衆国憲法と連邦法を解釈し、政治部門(複数)** (政治部門(複数)は、大統領と米国連邦議会の意味です。(翻訳者注))**がそれらの枠内で行動することを保障することです。**」(ジョン・ロバーツ米国連邦最高裁判所首席判事)

「私は、(この場では、)政治部門(複数)を批判しません。それは、判決意見のなかで十分に行っておりますので(笑)。私は、ここで、簡単にですが、司法部門が(政治部門と)どのように異なっているか、どのように異なるべきか、を強調しておきたいと思えます。

私は公職に就いておられる方々に対し、大変な敬意の念を抱いております。

なにより、彼らは国民のために発言します。ですから、そうでない私ども司法部門の人間は、一定程度謙虚であることが求められます。

私どもは、国民のために発言しません。私どもは、憲法のために発言します。

私どもの役割は非常に明確です。私どもは、合衆国憲法と連邦法を解釈し、政治部門(複数)がそれらの枠内で行動することを保障することです。

そのためには、当然ながら、政治部門からの独立が必要です。

そのような独立がなかったら、最高裁判所の歩みは、非常に異なるものになったでしょう。

(政治部門からの)独立がなければ、ブラウン対教育委員会判決はなかったでしょう。

(政治部門からの)独立がなければ、政府が生徒に対し国旗に敬礼することを強制できないと判決したウェストバーヂニア州対バーネット判決はなかったでしょう。

また、(政治部門からの)独立がなければ、鉄鋼取引裁判もなかったでしょう。この裁判で裁判所は、トルーマン大統領は、たとえ戦時下であっても、憲法に拘束されると判決しました。」

(ロバーツ米国連邦最高裁判所首席判事の発言、2018年10月16日(ミネソタ大コースクールでの公開講演より) https://www.youtube.com/watch?v=9i3RwW0y_kE)

国民は、相応しくないとと思う最高裁裁判官を、(衆議院選挙と同時に行われる)国民審査の過半数の投票によって罷免できます(憲法15条、79条3項)。

日本国憲法が定める日本の司法部門の役割も、上記ロバーツ米国連邦最高裁判所首席判事の発言同様、「政治部門(複数)が日本国憲法の枠内で行動することを保障すること」です。

米国における法の支配の実例(裁判所の政治部門からの独立)

米国連邦最高裁は2026年2月20日、議会の承認なく関税を課すことは大統領権限を逸脱し違法であるとの下級審の判断を支持し、大統領によるIEEPAに基づく相互関税は違法であると判決しました(法廷意見は主にロバーツ首席判事が執筆)。違法に徴収されたとする同「相互関税」の徴収額は約1660億ドルに上り、米税関・国境取締局(CBP)は同年4月20日から同「相互関税」の返還申請を受け付けると発表しました。

米国連邦最高裁は、1964年レイノルズ(違憲)判決(Reynolds v. Sims, 377 U.S. 533)によって、『1人1票の原則』を示し、米国全体で、人口比例選挙(1人1票等価値選挙)が実現しました。

いずれも、三権分立(立法・行政・司法)による相互抑制が機能している実例です。

選挙権の価値の差別を支持し続ける日本の最高裁判所(多数意見)

他方、日本の最高裁判所(多数意見)は、投票価値の不平等(1票の格差又は1票価値の住所による差別)を支持し、日本では、現在でも、**衆院選(小選挙区)で2倍超、参院選(選挙区)で3倍超の非人口比例選挙**が続いています。

衆院選については、2024年選挙からアダムズ方式が完全実施されました。

国は、アダムズ方式はフランスでも採用されている人口比例配分方式の一種でもあり、同方式を採用した2024年選挙(1票の格差(最大)2.06倍)は合憲であると主張し、裁判所も国の同主張をそのまま容認しました(最判(二小)令和7年9月26日。高須順一判事(違憲状態)意見あり)。

アダムズ方式の採用は選挙が無条件で合憲となる要素とはならない

まず、行政の長の決定方法について言えば、フランスは日本と違い大統領制なので、大統領(行政の長)は、主権者による1人1票完全等価値の大統領選挙(2回投票制)の直接投票で決定されます。他方、議院内閣制を採用する日本では、行政の長(首相)は、国民(主権者)が、国会議員を通じて、間接的に決定します。

このように、国によって、統治形態が異なるので、フランス国民議会議員選挙(注1)が採用するアダムズ方式を日本の両院の選挙制度に対して留保なしに採用することは妥当ではありません。

また、**フランス憲法院**は、2009年、これまで人口の少ない県に2議席が保障されていた同国民議会議員選挙の旧定数配分方法を**違憲と判断**し、その後の改正法により、現在では、**人口の少ない県については1議席しか配分されないことになりました**。なお、県内での各選挙区間については、平均人口の±20%以上乖離してはならない法律(最大較差は1.5倍)が制定されています(注2)。

各過疎地に住む有権者同士の間での投票価値の2倍、3倍の不平等に合理性はない

憲法は、定数、選挙区の大きさ等の選挙制度の仕組みについて、国会に裁量を認めています(憲法43、47条)、それらの制度設計は、**投票価値の平等という憲法上の厳格な要請**(即ち、「選挙制度の仕組みのうち定数配分及び選挙区割り」を決定するについて、議員1人当たりの**人口**ができる限り平等に保たれることを**最も重要かつ基本的な基準とする**」(下線 引用者)(平成23年大法院判決文8頁参照)というルール)に拘束されます。従って、投票価値の不平等を生じさせるに際しては、「諸事情を総合的に考慮した上でなお、国会に与えられた裁量権の行使として**合理性を有するといえるか否かによって判断**されることにな」(強調 引用者)ります(令和5年大法院判決 民集77巻1号20頁参照)。

ここで、2026年衆院選においては、例えば、福岡5区内の過疎地である(東峰村)の有権者の1票の価値は、鳥取1区内の過疎地の有権者の1票の価値の0.486票分(1票の格差2.056倍)しかありませんでした。**過疎地に住む有権者**の間で**2倍以上の選挙権の価値の不平等(差別)を生じさせる合理性は皆無**です。

この過疎地の有権者の間の選挙権の価値の2倍超の差別は、アダムズ方式を採用しているからということをもっては正当化することはできません。なぜならば、諸外国が採用する、アダムズ方式より、より人口比例を実現できる他の選択肢があるからです。

憲法理念の実現の更なる追求は裁判所の使命

裁判所は、常に憲法理念(法の支配、法の下での平等、国民民主権等)の更なる実現を追い求め、判決はその実現のための手段です。

人口比例選挙が国際標準になっている中、**日本だけが格差2倍、3倍の非人口比例選挙という「きわめて異常」**(注3)な選挙を維持しています。これは日本の最高裁判所(多数意見)が、全有権者の中で生じた選挙権の価値の2倍の不平等を、「不平等ではない」と判決し続けたからに外なりません。

現在、国会では議員定数削減が議論されています。最高裁判所は、新たな定数配分が行われる際、それが**憲法の要請の枠内で行われるよう、明確なルールを判決で示す**役割を担っています。21世紀を向かえてもなお、再区割り後短時間で最大較差が2倍以上となること**がほぼ確実に見込まれるような再区割りを容認し続けることは、最高裁の憲法尊重擁護義務(憲法99条)違反にあたり**ます。

また、現在、国会では**憲法改正の議論も活発化**し始めました。憲法改正のためには、当然ながら、先ず、そのための**前段階の手続き**として、憲法に従って投票価値の不均衡が解消されるよう公職選挙法が改正され、**憲法改正を發議する【当選議員が、「正当に選挙された国会における代表**

者】(憲法前文第1項第1文冒頭)の趣旨に当てはまること【が、憲法上求められます。

最高裁判所(多数意見)が、判決に「各選挙区の人口はできる限り平等でなければならない」(人口比例選挙の要求)旨明示することにより、日本の異質な非人口比例選挙(正当でない選挙)は、国際標準の人口比例選挙(正当な選挙)になります。

明日の日本が、今日より、より憲法理念を実現できる国となるためには、裁判所自身が憲法を遵守し(憲法99条)、違憲立法審査権(憲法81条)により、**独立した裁判**を行い(76条3項)、その憲法理念を判決で説示すること以外にありません。

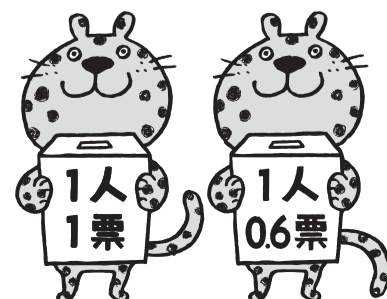
国際標準は人口比例選挙です



[5つの主要民主主義国家(英、独、米、仏、韓)]

議院内閣制	ドイツ連邦…(完全人口比例選挙) 小選挙区比例代表併用制を採用するが、全議席は(比例代表への)第2票の得票数によって決まる。小選挙区はサンラック方式を採用。 英連合王国…(概ね、人口比例選挙) (サンラック方式) 格差±5%(1.11倍以下)
大統領制(大統領選挙)	フランス…(完全人口比例選挙) 韓国…(完全人口比例選挙) 米連邦…(概ね、人口比例選挙)

(注1) フランス国民議会選挙(小選挙区2回投票制)の定数577議席は、本土からの539選挙区、海外県・海外領土・27選挙区、及び在外フランス人による11選挙区を含みます。(注2) 中川淳司中央学院大学教授「諸外国における選挙区割りの見直し」(有斐閣Onlineロージャーナル2024年)(注3) 川人真史元衆議院議員区画定審議会会長・東京大学名誉教授「日本の選挙制度と1票の較差」(東京大学出版会 2024) 215頁



当法人へのご寄付は、寄付金控除等の税の優遇措置を受けることができます。

この意見広告は賛同者のご支援により掲載されました。引き続き、ご支援をお願いいたします。

振替口座
三井住友銀行 渋谷駅前支店[普通]14301426
郵便振替口座番号 00120-5-417561
名義：一人一票実現国民会議
※クレジットカードでも受け付けております。詳しくはHPをご覧ください。

あなたの1票の価値が0.何票分がチェックしてみてください。

<https://www2.ippyo.org/> 一人一票 検索

お問い合わせ ippyo@ippyo.org Fax.03-3780-3221
【合わせ】EmailとFaxのみで受付けております。
連絡先：〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町17-6

一人一票実現国民会議
公式Xアカウント：
@hitorori_ippyo #ippyo

サポーターによる応援アカウント
一人一票実現しよう！
<http://www.facebook.com/hitorori.ippyo>

認定
NPO法人

一人一票実現国民会議